

富士市公告第103号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月22日

富士市長 金指 祐樹

1 業務概要

- (1) 業務名 富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務
- (2) 業務内容 企業立地の受け皿となる一団の用地を創出し、企業の誘致及び事業拡大を推進することで、さらなる地域産業の発展を図るため、富士山フロント工業団地第1期・第2期の西側において新たな工業団地の整備を行う。
本整備事業を早期に実現するためには、企業の立地ニーズを的確に捉えるとともに、地権者や地区との調整、設計、許認可、造成までを途切れることなく迅速に進める必要があることから、包括的業務委託による工業団地の整備を行うものとする。
なお、業務内容は、別に定める「富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4) 支払限度額 770,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

ただし、複数の民間事業者により構成された共同事業体で参加する場合は、次の(1)及び(2)の参加資格要件については、共同事業体の中から定めた代表事業者が当該要件を満たすものとする。

- (1) 令和8・9年度富士市建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、格付等級表（土木）でA等級に格付けされていること。また、市外事業者については、令和7・8年度静岡県建設工事入札参加資格者名簿の土木一式工事に係る認定を受け、Aランクに位置付けられていること。
- (2) 平成17年4月1日以降（完成、引き渡し済のものに限る。）に開発面積が5,000㎡以上の工場・物流施設等の土木造成工事を元請として施工した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平

成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

(5) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和8年4月22日(水)から同年7月17日(金)まで

(2) 交付書類

ア 富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託プロポーザル実施要領

イ 富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託仕様書

ウ 富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託様式集

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035050000/p007747.html>

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和8年4月24日(金)から同年5月15日(金)まで

- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2906 (直通)
- (3) 質問回答日 令和8年5月20日(水)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年5月13日(水)から同年5月22日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出先 富士市役所産業交流部産業政策課(市庁舎5階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日及び土曜日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和8年4月22日(水) 公告
- (2) 令和8年5月15日(金) 質問書提出期限
- (3) 令和8年5月20日(水) 質問回答の公表
- (4) 令和8年5月22日(金) 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和8年5月27日(水) 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年7月17日(金) 企画提案書等提出期限
- (7) 令和8年7月29日(水) 1次審査(書面審議)
- (8) 令和8年8月3日(月) 1次審査選定結果通知
- (9) 令和8年8月下旬 プレゼンテーション及びヒアリング
- (10) 令和8年8月下旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (11) 令和8年9月下旬 契約交渉・仮契約締結
- (12) 令和8年11月 契約締結

7 その他(留意事項)

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。

- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (7) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。
- (8) 詳細は、上記3により交付する富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。
- (9) 本案件は富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第2条に該当するため、市議会の同意を得たときに本契約となる。